

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年7月30日(2015.7.30)

【公開番号】特開2014-203695(P2014-203695A)

【公開日】平成26年10月27日(2014.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-059

【出願番号】特願2013-79438(P2013-79438)

【国際特許分類】

H 01 R 13/514 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/514

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月2日(2014.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機器側に備えられる相手側コネクタと接続されるコネクタであって、
電線の端末部に接続される複数の端子と、
前記複数の端子を収容する複数の端子収容部材と、
前記複数の端子収容部材が挿入されて並んで保持される保持部材と、を備え、
前記端子収容部材は、前記保持部材に挿入された際に前記端子収容部材の並び方向の隣りに位置する他の前記端子収容部材に係止して前記保持部材に対する挿入方向の位置を保持する第1係止部を有し、
前記保持部材は、前記端子収容部材の両側に前記端子収容部材の並び方向に沿って延びる一対の側壁部を有し、前記端子収容部材は、前記一対の側壁部のそれぞれに係止する一対の第2係止部を備えるコネクタ。

【請求項2】

前記第1係止部は、前記他の端子収容部材側に突出している請求項1に記載のコネクタ。

【請求項3】

前記端子収容部材の第1係止部に係止された前記他の端子収容部材のうち、前記並び方向の端部に位置する前記端子収容部材は、前記保持部材における前記端子収容部材と前記並び方向に対向する側に係止する保持部材係止部を備える請求項1又は請求項2に記載のコネクタ。

【請求項4】

前記端子収容部材は、前記保持部材への挿入方向に沿う方向に延びるガイド突部と、前記隣の端子収容部材における前記ガイド突部に嵌め入れられて前記端子収容部材を案内するガイド溝部とを備える請求項1ないし請求項3のいずれか一項に記載のコネクタ。

【請求項5】

前記第1係止部は、前記端子収容部材への挿入方向の後端部に配されている請求項1ないし請求項4のいずれか一項に記載のコネクタ。

【請求項6】

前記相手側コネクタは、複数の扁平な機器を積み重ねて構成された機器ユニットに備えられるものである請求項1ないし請求項5のいずれか一項に記載のコネクタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、機器側に備えられる相手側コネクタと接続されるコネクタであって、電線の端末部に接続される複数の端子と、前記複数の端子を収容する複数の端子収容部材と、前記複数の端子収容部材が挿入されて並んで保持される保持部材と、を備え、前記端子収容部材は、前記保持部材に挿入された際に前記端子収容部材の並び方向の隣りに位置する他の前記端子収容部材に係止して前記保持部材に対する挿入方向の位置を保持する第1係止部を有し、前記保持部材は、前記端子収容部材の両側に前記端子収容部材の並び方向に沿って延びる一対の側壁部を有し、前記端子収容部材は、前記一対の側壁部のそれぞれに係止する一対の第2係止部を備える。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本構成によれば、端子収容部材が保持部材に挿入された際に第1係止部が端子収容部材の並び方向における隣りに位置する端子収容部材に係止して保持部材に対する端子収容部材の挿入方向の位置が保持されるため、保持部材における隣り合う端子収容部材間に、端子収容部材を係止するための壁等を設けなくても端子収容部材の挿入方向の位置を保持することが可能になる。よって、コネクタの構成を簡素化することができる。

また、端子収容部材を保持部材に安定した姿勢で保持することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】